

沢田首席代表

(Handwritten mark)

アジア局長

(Handwritten mark)

宇山参事官

(Handwritten mark)

極秘
(Handwritten mark)

一般請求権問題に関する件

北東アジア課

60.12.13

25

12月13日大蔵省理財局吉田次長よりト布に

対お電話連絡下記の通り

1. 12日 西京局長 (吉田次長同席) は、

劉主査 韓正銀行東京代表者 及び 加地氏

(韓正銀行顧問) を 宴会に招いた。一非公式

会談としても話の傍聴も有り、連絡を密に

お趣旨を計画したもので

2. 会後劉主査は、帰国中一般請求権に

ついては何等進展をしないと原をたしかめ、困

惑している旨述べたので、西京局長より、請求権

アジア局
35.12.14
局長

の各項目について、直ぐ反応を示せと言われ

難かしく、強いて反応を示すとすれば、法律協

定とま言われは「有り」が、印南酷吏とされ

友好的雰囲気と云ふことに「有り」や「有り」か

と考へて、苦慮して「有り」旨答えたところ、副は、

一番問題としと思われぬ未松玲妹、惣務、事

等について、日東例で拂われると言われ

調査に多大な経費が必要と有り、また北新

鮮関係のそのなどの問題で云ふかとし、厄介

等と云ふのは、自分も承知して「有り」と答えた。

印象としては、一般請求権委員会について、

首席代表から、愈直席に対し、友好的雰囲気

政協的解決に當りては十分に真偽を考へ

ま致したく、予たの信に於ては、然るに

否定された、と述べていた。

以上、ト却記

極秘
未下

沢田首席代表

6 条約局長

2 アジア局長

5 次

長

1 宇山参事官

3 条約課長

1 卜部参事官

4 法規課長

北東アジア課長

請求権問題に関する 非公式交渉概要

25. 12. 27.

北東アジア課

12月21日夜、日本側 宇山参事官、吉田大蔵相

、臨時局長、桜井同外債課長、韓国側 李相

總、金正彦両委員出席の下に行われた。本件

会議の概要次のとおり。

1. 先ず李委員より次のよう発言があった。

「一般請求権については日本側からな

りな意見の開陳がなされた。韓国側としては

外務省
30.1.4
附

其だやりにくい立場にある。そもそも一般の韓
国人、ことに知日派の多くは、韓国は社会
主義国防衛の第一線にあり、韓国が「つか」
（て）るから、日本は平穩に経済の繁栄を
築きこんでいるのであるから、大局的にみて過去
のいきさつとは別個に日本は韓国に大きな
借りがあり、韓国を助ける義務があると考
えている。後、日韓^{今後}~~関係~~にあり、さうい
う意味も日本側で考えてもらわないと、そこから
出てくる結論が上述の一般韓国人の気持ちと
そぐわないものとなるおそれがある。」
これに対し、吉田次長は次のとおり答えた。

「いま季委員のいわれに真は、現在日本のおかれ
ている国際的立場からいって、おれわれ日本人
がた之亦留意していただければならない大事
が真であると思ふ。アリア諸国への経済協
力もいわれなくさういふ趣旨から出たと言え
ると思ふ。（大蔵省部内において、吉田次長が
経済協力無用論者に対し常に獲得に努め
ている次第を纏々述べた）

さて、請求権問題については、久保田発言以
来日本は言いたくないともたがをはめられて言え
ないような立場にある。たとえて言えお二人の
人がいて A は B に百円貸しておき B は A に

20万貸している場合、百万の返り方は ~~棚上げ~~
棚

して 20万より返すという事になると、Aは

一体何をしているのかといわれる。たいていBにも

困難な事情があり、Aもその真を充分同情的

に与える、~~棚上げ~~ Aが自分の貸している
(用意が可。しか)

百万について、全然返すもできないという事で、

A、B間の話はうまく行かないかもしれない。

自分の方としては、いまさら 将来のこと

~~棚~~ ~~上げ~~ ~~に~~ ~~して~~ ~~は~~ ~~い~~ ~~ま~~ ~~さ~~ ~~ら~~ ~~来~~ ~~来~~ ~~の~~ ~~こ~~ ~~と~~ ~~を~~
棚上げにして ~~は~~ ~~い~~ ~~ま~~ ~~さ~~ ~~ら~~ ~~来~~ ~~来~~ ~~の~~ ~~こ~~ ~~と~~ ~~を~~、双方が那

么式にでもいっから 言いたいことと、エクサイトする

ことばく、腹藏はく都合えるようにしてもらう

ことが、好都合である。

3. 以上の吉田次長の発言に対し、韓国側は、
自分達の立場としては 百万借りて 20万貸
しているのではなく、百万借りて 200万貸している
つもりである、と述べた後、例えは、焼却した
日銀券の話はどうか、焼却は日銀、米軍、韓
国側 三者立会いの下^で行われたので同様に
なく、また御存知のように、銀行券は長く貯蔵
すると腐るので、焼却したのは当然としては
適宜の措置であったらと思うと述べた。これに
対し吉田次長が、自分達の仲間には焼却したと
いうことは請求権を放棄したものであると言うもの
すらあると述べたところ、韓国側はそれ以上

にゆゑといはれた。

4. 最後に吉田次長より、正直のところ自分

達もまだ全部の検討を済ませていないのだが、

いかにせよ腹藏なく話合ひをしたいと思います。

この項目の中には韓国に支拂つた後、南北鮮

統一が実現したらその対日請求権はどうか

かというふうな複雑な問題もある。後、
のあるもの

このふうな複雑な問題を伴つた比較的

と「上げ」や「下」の項目から話合つてはどうか

かと質問したところ、韓国側は、中には応じ

ないが、~~暫~~暫時話合ひの後、結局(1) お互に

忌憚りのない意見を述べあうこと。(2) と「上げ」や「下」

理由からとら上げると、に賛成の意を表明した

上、明年1月再開後の会議においては、請求権

の問題についても、いふ分でも実質的協議会

に入らうという日本側の意向をきくことができ

たことは大変うれしいと述べた。

極秘
封

条約局長
参事
条約課長
法規課長

アジア局長
宇山参事官
北東アジア課長

沢田首席代表

一般請求権 非公式会談

1. 時と所 26年 3月2日 午後7時
芝公園 スレセントにて

2. 出席者

韓王例 劉彰煥 之查
李相徳 代表

我方 西永 之查
吉田 次長
ト 邦

3. 談話内容

(a) 韓王例より 3月1日 日会談中 (金銀
地金に於ける 吉田次長 答弁) が、交渉中
の事項に於いて 豫断したもので、これは
固いと述べ、吉田次長より 質問の出し方が
出し方であつたため 答弁したが 交渉の結末
どうなるかについては 留保したつてあり、
新聞は全貌を伝へて居ると云ふ。

926

36.3.13
局長附

密省

16) 韓通例よりの後回に対し、トキオ委員
党はもとより、社会党も日韓会談を
このまゝとらう考えを持ってこの案を
と述べ、先方は、評党はそうだがどう
か、政府共党の考えが決定するべ
しと述べていた。

17) 西条主席より、請求権の各項目について
交渉して行くことが、日韓両国の交渉
自作のほか、今後永きにわたる日韓
両国の親善関係に取組むに望ましい
ことがどうかについて、西条自身は
疑問を持つ、話をまとめるためには
別のアプローチも考えようか
と述べた。

(この案が東非公式会談の中心となり、
話題は終始この案に帰着した)

○ これに対し、答へは、それは
procedureの問題で、根本は日韓例
に法合しをまとめる考えがあるのか
どうかである。韓通例ではこの案に
ついて tangibleな確証を持って得
たい。また主席問の法合しにより

決定した procedure に代る各案のあはれ
それによることに反対しり、それが世
けは、主席の決定による他り、と述べた。

。西京主席は ~~その~~ その procedure に
よる場合、日東側の正しいと信ずる
法律解釈を述べて意見の対立も
あろう。それが外布に決まると、最後に
法会が解決しても、何かしりか跡
かそれあり、その真知に記であると
しかし希望であらば、その procedure
によりましよう述べた。

。劉主席は、それだからと云って、この
procedure による場合に おこり得る
結果について責任は韓日側にあり
るのであると述べた。

(この間李代表は、主席の決められた
procedure を代えることはできず、
また、日東側の法律解釈を告げること
は、韓日民に対する説明乃至 PR に
資するだろうと ~~この~~ 題目を述べた。)

。ト布より、西京主席は主席側の法会
とましようとするのでなく、その心記
を述べたため、お互いに今度の

談話内容を主席に報告し、その結果
やはり今の procedure を進めたいこと
ことであるが、深慮なし、意見の一致
しなくては、これは上司の決定にゆだね
ある。また どうしても具合が悪いこと
があるが、また非公式に相談すると
した方がいいかと述べた。

。 玄田次長より、債権債務の関係の
話は、サラリとしたものには必ず、
どうしてもギクシャクしたものに
なると述べた。

。 西京主席は、債権債務の話は Venice
の為人の癖とこれにやらざるを得ない
のは、banker である韓正例代官も
十分御承知であろうと述べた。

。 劉主席は、これは loose にやるべきと
答えた。

(4) 今後の話合いについては、西京主席より、本少
述べた事と個人的意見を考慮された
上、来週早くでも、トブと文恭両君の
間でも相談して、^{会議の}右の方の所か日ほど
まわらばいいと述べた。 韓正例

これに同意した。

e
(A) ト印入り、法律解釈に感ずる弊に、また
清和叔に於いて、何と意味相つがずの
の義もあり、先和その後向とさせ共
た。既に第1項に於いては ~~後向~~
させ共ったが、他の項目は後向の機
会なく、何か分らざるものにつき response
をよめけに行かざらざると思ふと述べた。(こ
の義に於いては、韓山例は心して留意
して置かつた標記が、残り2反する
し置かつた。)

(B) 對南英表に於いては、ト印入り後向
が可ぬは、(A)の義と、(C)の義と
「全漢のあいめ方 ~~に~~に於いて治分た」
程表と答えることとした。

極秘
まで

条約課長
法規課長

アジア局長
宇山参事官

文参事官との打ち合せ
(卜部参事官記)

北東アジア課長

1. 時と所. 36. 3. 6. 10:30 a.m. - 11:20 a.m.
慶友会館

2. (a) 卜部より、^{主席団の会談で}一般読本権委委員会では、事実の確
認と法的な大綱の開始にしよう、と述べ、
支払は右の議論はしる、とに話合、かつ、
と諒解するが、如何と伺、文参事官も同
様、諒解を述べた。

(b) 会談の進め方については、卜部より、各項目
については、^{各項目について}後述のとおり、これに対し、^{各項目について}委員
が確認したものを、日米例より法的
見解を述べることとしたと述べたのに対し、
文参事官は、詳しい説明もなし、質問にもお答
えが、第1項目、第2項目と、法的な大綱
を述べ、そのほか、第3項目に入りたいと
述べた。この真話合、つが、今後の会談の
際、主席団をまとめておさうこととした。

(c) 日取りについては、文参事官は、水曜日(8日)の
予定と述べ、卜部は、木曜日と述べた。

356
了済了済
36. 3. 10
局長附

ことと大蔵省と法会「中まろ」と述べた。(この
異は、後にははまらすが、大蔵省と法会とのあ
らり)

(d) 文部省は、会場の当初一、二回にわたリ
general statements をやりたしと述べたが、
ト印は、その内容があまりく、日本側には
言うことはするだろうと述べた。

(e) メモランダムは、第1回会場の翌日発表と
決定して、そのことについて、ト印が
それについて2の語句を先かやり、その後
2項目制に入るとはどうかと述べた。

(f) 文部省は、最終に、4月危機説をい
が、張勳内閣が倒れた場合、後進首相
の目途なく、もしその標き場合には、CAO
の来るとあるが、従って日本側として、この
際、英断をもちて張勳内閣を助けるのが、
結局日本側の利益と見らうと述べた。

秘密指定解除

外交記録・情報公開室

極秘

条約局長

参事官

条約課長

アジア局長

宇山参事官

法規課長

北東アジア課長

一般清古権委員会打合せ

(非公式)

1. 時 = 所

26年

3月6日 午後7時 本館112

2. 出席者

劉、李、文

西京、玄田、ト印

3. (a) 会議日取

若干のやり取りがあった後

3月8日(水) 午後11時 南佐に決定

(b) 議題

(i) 8日の会議では US x 米英

と水につち general statement をするにとり
あり得る。

(ii) 各項目につち事実の存在を

して、その後法的免除を認める旨、西京

主張の主張したが、先方は終に異議を

申し立てなかった。(8日朝 文部省の言によ

りた各項目につち法的免除を認める旨

で次の項目にうづるといふ主張は備えた

のかどうかは不明)

(iii) Vesting decree を 米 → 韓へ

移った材料によることも 15日の会合で必要か

ある旨、西京之室が言ったが、劉、文、文三人
ともそれは筋が通うと主張、また、おとどくは
韓の代表市に問合せようが、その身の人と
述べ、更に文は代表市で知り得る限り
お知らせせよと述べた。西京之室は
それと違うとも言わなかった。

(二) 右田次長より U.S. X 27
収りの事よりに、日米財産を没収した事案
は韓の側主張、清本叔内容圧縮が
当然期待されるのに、そのことか甚かつた
のは遺憾とする旨の発言あり、これに対し
劉は、清本叔項目を決定する際、韓の成
印が意見が対立したか、結局日米財産
とされたことと考慮に當れど、圧縮され
たので、清本叔項目ありと述べた。

(以上)

ト印記